

D1 審判員ライセンス規定

2016年1月1日改定

D1 代表機関である D1 JAPAN ORGANIZATION は、D1 競技会における競技採点、罰則適用、競技運営、抗議への対応等について、D1 規則を遵守した平準化と公平公正性の維持向上に資するため、審判員の資格制度を設ける。

1. D1 審判員ライセンスの種別

1) D1 国際審判員ライセンス

D1 国際審判員ライセンスは D1J0 が発行する。D1 国際格式競技の審判員は、この D1 国際審判員ライセンスを保有していなければならない。

2) D1 国内審判員ライセンス

D1 国内審判員ライセンスは各国 D1 代表機関が発行する。D1 国内格式競技の審判員は、この D1 国内審判員ライセンスまたは D1 国際審判員ライセンスを保有していなければならない。

2. D1 審判員ライセンスの取得条件と申請

1) D1 国際審判員ライセンス

D1 国際審判員ライセンスは、以下のいずれかの条件を満たすことを条件に、当該国の D1 代表機関に申請し、各国 D1 代表機関が D1J0 へ推薦することで D1J0 から発行される。

i. D1 国際審判員ライセンス申請条件

- ① D1 国内審判員ライセンスを 2 年以上保有し、D1 公認競技会の審判員としての実績を持ち、D1 国際審判員 2 名以上の推薦を得られる者。
- ② 当該国の D1 代表機関から上記条件によらず特別に推薦された者。

ii. D1 国際審判員ライセンス翌年度更新条件

- ① 当該年度に D1 国際審判員ライセンスを保有していた者。

2) 国内審判員ライセンス

D1 国内審判員ライセンスは、以下のいずれかの条件を満たすことを条件に、当該国の D1 代表機関に申請し、D1 代表機関から発行される。D1 国内審判員ライセンスを発行した各国 D1 代表機関は、その内容を D1J0 に報告しなければならない。

i. D1 国内審判員ライセンス申請条件

- ① 当該国の D1 代表機関が開催する国内審判員講習会を修了した者。
- ② 当該国の D1 代表機関から上記条件によらず特別に推薦された者。

ii. D1 国内審判員ライセンス翌年度更新条件

- ① 当該年度に D1 国内審判員ライセンスを保有していた者 (D1 代表機関による発行審査に合格した者)。

3. 国外競技会における審判員役務従事

D1 審判員ライセンス保有者は、海外の D1 競技会の審判員役務をおこなうことができる。また、D1 競技発展のために国外で D1 非承認競技会の審判員を務めることができるが、いずれの場合も以下の条件内で

運用されなければならない。

- ① D1 審判員ライセンス保有者は、国外においてもそのライセンスが適用する格式の D1 競技会の審判員役務に就くことができる。但し、事前にライセンス発給者の承認を得るとともに、競技会後に同ルートで競技会の状況を文書で報告しなければならない。
- ② D1 審判員ライセンス保有者は、D1 代表機関の無い国での競技会の審判員役務をおこなう場合には、当該者のライセンスを発行した D1 代表機関と、そこを経由して D1 JAPAN ORGANIZATION に競技会の概要を示して承認を得るとともに、競技会後に同ルートで競技会の状況を文書で報告しなければならない。
- ③ D1 審判員が上記に違反した場合には罰則が適用される。

4. D1 審判員ライセンスの期限と失効等

- ① D1 審判員ライセンスの有効期限は毎年 1 月 1 日より 12 月末日までとする。なお、シーズン途中で取得したライセンスも取得年の 12 月末日までを有効期限とする。
- ② D1 審判員ライセンスはその有効期間が満了する以前に更新手続きをおこなうことで、翌年に有効なライセンスが継続確保され、更新期間を過ぎると新規の取得と同様の扱いとなる。
- ③ D1 審判員ライセンスの更新申請は当該国の D1 代表機関に申請し、所定の手数料納付を完了することで有効とされる。
- ④ D1 審判員ライセンスはその保有者が D1 の発展を著しく阻害すると D1 JAPAN ORGANIZATION に判断された場合にはライセンス失効の措置がとられることがある。